

公募型プロポーザル方式の公告について

市有財産の貸付に係る公募型プロポーザル方式を、下記のとおり実施します。

小樽市長 迫 俊 哉



記

1 貸付不動産

建物名称 : 旧小樽倉庫南側 (旧: 小樽観光物産プラザ)

所在地 : 小樽市色内2丁目179番地

構造 : 木造煉瓦造り2階建

建築年 : 明治23年~明治27年

貸付面積 : ○一番庫 395.01 m<sup>2</sup> ○二番庫 282.76 m<sup>2</sup> ○三番庫(一部) 255.56 m<sup>2</sup> ○中庭(屋外) 350.90 m<sup>2</sup> ○前庭(屋外) 442.53 m<sup>2</sup> ※建物に付随して貸付

2 賃貸借期間 令和6年8月1日 ~ 令和11年3月31日

3 予定価格(賃貸借料月額) 620,000円 (7,440,000円÷12カ月)

4 参加資格

- (1) 個人その他、法人やその他の団体、若しくはグループとする。グループにあつては、日本国内に主たる事務所(本社・本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を本公告日から入札執行までの間に受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合にあつては、その構成員が同一の入札に参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一の入札に参加していないこと。
- (7) 小樽市税又は消費税及び地方消費税に滞納がないものであること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体でないこと又は、法人等の代表若しくは役員が暴力団等の構成員でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者としての登録を受けている法人

5 企画提案書提出期限 令和6年5月31日(金) から令和6年6月14日(金) 17:20

6 その他

参加を希望する事業者は、小樽市ホームページにある「小樽市市有財産 建物及び土地賃貸借契約公募型プロポーザル応募要領及び様式集」等に従ってください。